

# 破産手続終結のお知らせ

令和2年10月12日

債権者 各位

破産者 株式会社クラヴィス

破産管財人 弁護士 小松 陽一郎

破産者株式会社クラヴィスの破産事件につきまして、令和2年9月25日、破産手続終結決定がなされましたので、お知らせします。

本件では、破産者保有の貸付金を売却し、また、クロスシード株式会社やSMB Cコンシューマーファイナンス株式会社を被告とする一連の訴訟を追行した結果、一定の破産財団を形成することに成功し、一般破産債権691億9215万8993円に対し、平成27年8月に最後配当（配当率1.51%）、平成28年5月に追加配当（配当率0.25%）をそれぞれ実施することができました。

その後、国に対し、過払金を原資とする法人税の還付を求め、通知処分取消等請求訴訟を提起し、控訴審では当職の請求を認容する判決がなされたものの、上告審において、原判決を破棄し当職の請求を棄却する旨の判決がなされ、確定しました（原判決及び最高裁判決は、「訴訟の進捗状況について」をご参照ください。）。これにより、破産管財業務はすべて終了し、上記のとおり、破産手続終結決定に至った次第です。

本件は、平成24年7月5日午後5時に破産手続開始決定があり、その後、当職において、約8年間に亘り破産管財業務を行ってまいりました。過払金債権者だけでも約35万人にもなる異例の超大型事件ではありましたが、本日まで大きな問題が生じることはなく、また、上記最高裁判決は残念な結果となりましたが、その余の管財業務では一定の成果を出し、配当も実施することができました。

皆様のご理解とご協力があったからにはほかならず、破産管財人及び破産管財人室スタッフ一同より、心から御礼申し上げます。

## 【お問い合わせ先】

破産者株式会社クラヴィス破産管財人室コールセンター

住所：大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル8階小松法律特許事務所

電話番号：06-6221-3358 FAX番号：06-6221-3344

電話受付時間：平日10時00分～17時00分まで。

平成24年(フ)第3650号

決 定

大阪市都島区東野田町二丁目8番8号

破産者 株式会社クラヴィス

主 文

本件破産手続を終結する。

理 由

破産管財人が配当を終わり、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

令和2年9月25日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判長裁判官 福 田 修 久

裁判官 松 永 晋 介

裁判官 小 川 貴 寛

これは正本である。

令和2年9月25日

大阪地方裁判所第6民事部

裁判所書記官 高 橋 紀 子

